

冬の県民 令和6年 12月1日(日)~12月10日(火)

交通安全運動

年間スローガン

家庭でもみんなて語ろう 交通ルール



サブスローガン

すぐやめてながら運転 事故のもと

令和6年度JA共済群馬県小・中学生交通安全ポスターコンクール入賞作品
みなかみ町立みなかみ中学校2年生 小野 雪里彩 さんの作品



反射材を活用



自転車も安全運転



早めのライト点灯



飲酒運転の根絶

群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会

冬の県民交通安全運動

運動重点

運動重点① 歩行者と自転車の交通事故防止

【歩行者は】

- 夕暮れ時や夜間の外出は、**明るく目立つ色の服**や**反射材**等を着用しましょう。
- **信号機**を守って、**横断歩道**のある場所を横断しましょう。

【自転車等の利用者は】

- 自転車に乗るときは、**ヘルメット**の着用に努めましょう。
- 群馬県交通安全条例に基づき、**自転車保険**に加入しましょう。
- 自転車等の交通ルール(**信号に従う**こと、**一時停止で停止**すること、原則**車道の左側**を通行すること、夜間は**ライト**を点灯することなど)を守りましょう。
- 運転中の**ながらスマホ**はやめましょう。



運動重点② 早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

【運転者は】

- 早めに**ライト**点灯と**ハイビーム**を活用しましょう。
- **飲酒運転**は絶対にやめましょう。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等を利用しましょう。



【自転車は】

- 早めに**ライト**を点灯し**反射材**を活用しましょう。
- **自転車も飲酒運転**は絶対にやめましょう。



【家庭・学校・職場では】

- 明るく目立つ服装と反射材等の着用、早めのライト点灯について指導しましょう。
- 飲酒運転等の責任の重さなどについて話し合い、「**飲酒運転を許さない社会環境**」をつくりましょう。
- 運転者に対し飲酒運転の危険性や違法性を指導し、点呼時におけるアルコール検知器の使用を徹底しましょう。

自転車の罰則強化

スマホ・酒気帯び



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

令和6年11月1日の
道路交通法改正で自転車の
「ながらスマホ」「酒気帯び運転」
に対する**罰則が強化**されました



群馬県警では「交通安全運動」の
動画を配信中です!!



公式Xで情報発信しています
フォロワー募集中!!

